

令和4年 冬の県民交通安全運動

運動期間 12月1日(木)～12月10日(土)

実施要綱

運動の
目的

広く県民に交通安全思想・交通ルール・正しいマナーの普及・浸透を図り、交通事故を防止する。

運動重点

- 子供と高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材等の着用促進
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

スローガン

年間スローガン 「大丈夫！」 自己の過信が 事故招く
サブスローガン 反射材 誰もができる 事故防止

運動重点とそれぞれの立場で実施する事項

運動重点 ① 子供と高齢者の交通事故防止

【運転者は】

- 横断歩道等は歩行者等が優先であることから、横断しようとする歩行者等がいるときは、必ず停止して進路を譲る。
- スマートフォン等を使用しながらの運転や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は、重大事故に直結することから、絶対にしない。
- 通学路やスクールゾーン、公園の近くを通行するときは、子供を保護する意識を持ち、安全な速度で通行する。
- 子供や高齢者を見かけたときは、急な飛び出しや不用意な横断など危険な行動をとる人がいることに注意し、子供や高齢者の安全を守る運転をする。

【子供は】

☆ 歩行中の注意事項

- 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全確認を行い、飛び出しや車の直前・直後の横断はしない。また、道路では遊ばない。
- 信号待ちをするときは、車道から離れた歩道の端など、より安全な場所で待つ。また、信号が青に変わっても直ぐに横断せず、周囲の安全を確認し、車の動きに注意しながら横断する。

☆ 自転車乗用中の注意事項

- 自転車に乗るときはヘルメットを着用し、信号や一時停止などの交通ルールを守る。

【高齢者は】

☆ 歩行中の注意事項

- 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、信号機や横断歩道のある場所を横断し、左右の安全を確認しながら横断する。特に、左側から来る車に注意する。
- 夕暮れ時や夜間は「車から見えにくい」ことを意識し、外出時は反射材や明るく目立つ色の服等を着用する。

☆ 自転車乗用中の注意事項

- 自転車は「車両」であり、車両として交通ルールを遵守する必要があることを認識する。
- 自転車保険に加入するとともに、自転車用ヘルメットの着用に努め、信号や一時停止を厳守し、車道を通行するときは左側を通行する。

☆ 運転する場合の注意事項

- 運転に不安を感じた場合は、積極的に安全運転相談ダイヤル（# 8 0 8 0）を利用し、運転免許証の自主返納や、サポートカー限定免許への切替えを検討する。
- 運転適性検査や高齢者講習などで加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を理解する。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の体験乗車等により、サポカーの有用性を理解する。

【保育所・幼稚園・学校等では】

- 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進する。
- 年齢、学年に応じた分かりやすい交通安全教育を実施する。

【家庭・地域・職場では】

- 運転免許証の自主返納について共に考える機会を設ける。
- 子供や高齢者が出かけるときは、自動車等に注意するよう「声かけ」を行う。
- あらゆる機会を利用して、交通安全意識の高揚を図る。



運動重点② 夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材等の着用促進

【運転者は】

- 日没時間が早まっていることから、早めにライトを点灯する。
- 夜間の対向車や先行車がない状況では、ハイビームを活用し、歩行者や自転車の早期発見に努める。
- 帰路を急ぐことなく、速度を抑えて慎重な運転に心がける。

【歩行者は】

- 道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、左右の安全確認を徹底し、横断歩道外の横断や斜め横断など無理な横断はしない。
- 外出時は明るく目立つ色の服や反射材を着用する。

【家庭・学校・職場では】

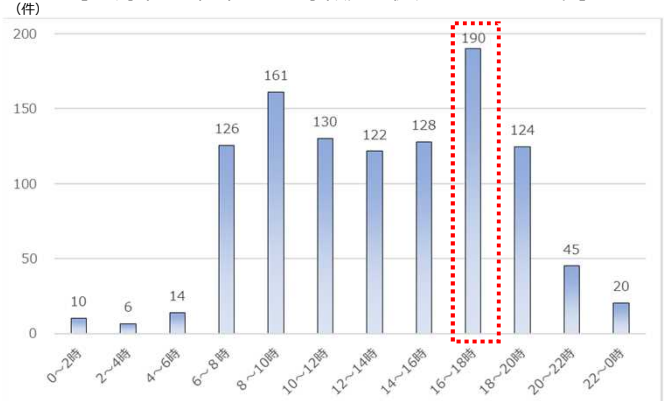
- 夕暮れ時に事故が多発していることから、明るく目立つ服装や反射材等の着用、早めのライト点灯について指導する。
- 朝礼等の機会に夕暮れ時や夜間における視認性の低下や交通の危険性に関する話題に触れ、早めのライト点灯やハイビームの活用による歩行者や自転車の早期発見などについて指導する。

【月別人身事故発生件数・死者数 (H29～R3の平均)】



* 12月は、人身事故件数、死者数いずれも多い。

【12月中の時間帯別人身事故発生状況 (H29～R3の平均)】



* 夕暮れ時の16～18時に、最も事故が多い。

運動重点③ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

【運転者は】

- 飲酒運転等の危険性や違法性を認識し、「飲酒運転等を絶対にしない」という強い意志を持つ。
- 酒類が出る会合等に出席する場合は、公共交通機関等の利用を徹底する。
- 二日酔いで運転すれば飲酒運転になることを強く認識し、飲酒の量や時間に配慮する。
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努める。

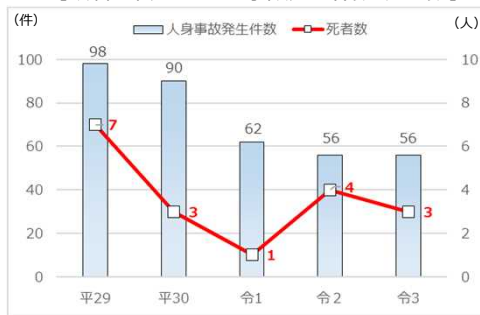
【家庭・地域・職場では】

- 飲酒運転等による事故の悲惨さと責任の重さ等について話し合い、「飲酒運転等を絶対にしない・させない」という「飲酒運転等の悪質・危険な運転を許さない社会環境」を醸成する。
- 交通事故や妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転に遭った場合に備え、ドライブレコーダーの設置に努める。
- 朝礼等を通じて、飲酒運転等の危険性や違法性について指導するとともに、運転者の点呼時等におけるアルコール検知器の使用を促進する。
- 「ハンドルキーパー運動」の実践、「飲酒運転根絶宣言」を採択する等、地域や職場ぐるみで飲酒運転等根絶の気運を高める。

【飲食店では】

- 来店者には車で来たかどうかを確認し、運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動を促進する。

【飲酒運転による人身事故発生件数・死者数】



* 依然として飲酒運転による事故が発生している。

飲酒運転の死亡事故率

飲酒していない場合と比べて

約9倍 (令和3年)

死亡事故率 = 死亡事故件数 ÷ 交通事故件数 × 100

出典 警察庁

主唱 群馬県交通対策協議会
群馬県・群馬県警察・群馬県交通安全協会
(事務局 群馬県県土整備部道路管理課交通安全対策室)